



平成 27 年 6 月 8 日

各 位

会 社 名 株式会社テクノシステムズ
代表者名 代表取締役 林 正幸
(コード番号・2456)
問合せ先
役職・氏名 常務取締役 谷口 光
電 話 046-278-3650

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、定款の一部変更に関し、平成 27 年 6 月 23 日開催予定の定時株主総会におきまして、下記のとおり付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 提案の理由

(1) 目的事項の追加等 (議案①)

当社では、児童等に対する科学教育について、社員有志が個人として特定非営利活動法人に対して支援を行ってきましたが、会社の社会貢献の一端として、また、社員教育として取り組むために、事業目的として社会貢献事業を追加する定款の一部変更を行うものであります。

(2) 株券の発行に係る規定の廃止等及び株式の譲渡を制限する規定の新設等 (議案②・議案③)

現行のグリーンシート銘柄制度は、経過措置期間を経て平成 30 年 3 月 31 日をもって廃止されることが予定されております。

そこで、今後の動向について検討を重ねた結果、事業戦略やコスト等を総合的に勘案し、また、株主の皆様への影響に鑑みて、株主総会において次の議案②及び議案③が承認されることを前提として、取扱証券会社に対してグリーンシート銘柄としての指定の自主的な取消しを申請することを決定しました。

なお、グリーンシート銘柄としての指定が取り消されると、グリーンシート銘柄指定の維持及び取引に必要とされていた株券の発行が不要となるため、平成 27 年 8 月 4 日をもって株券の発行に係る定款の定めを廃止するとともに (議案②)、株式の散逸を防ぎ、会社経営の安定化を図るため、平成 27 年 8 月 5 日をもって当社株式の譲渡について当社取締役会の承認を必要とする旨の規定を新設する旨 (議案③) の定款の一部変更を行うものであります。

2. 変更の内容

(1) 目的事項の追加等 (議案①)

(変更箇所は下線で表示)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1～13. (省 略)</p> <p><u> (新 設)</u></p> <p><u>14.</u> (条文省略)</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1～13. (省 略)</p> <p><u>14.</u> 社会貢献に関する事業</p> <p><u>15.</u> (現行通り)</p>

(2) 株券の発行に係る規定の廃止等 (議案②)

(変更箇所は下線で表示)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(株券の発行)</u></p> <p><u>第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 当社の株主名簿、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第7章 情報</u></p> <p><u>(情報開示)</u></p> <p><u>第37条 当社は、日本証券業協会が定める店頭取扱有価証券・グリーンシート銘柄として要求される会社内容説明書その他の開示すべき書類を、同協会が定める提出期限までに作成する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(新 設)</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>(削 除)</u></p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 (変更なし)</p> <p>2 (変更なし)</p> <p>3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p style="text-align: center;"><u>(削 除)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>第1条 当社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p> <p><u>第2条 前条及び本条の規定は、平成28年8月3日まで有効とし、平成28年8月4日をもって前条及び本条の規定を削除するものとする。</u></p>

	<u>第3条 第7条及び第37条の削除並びに第9条の変更は、平成27年8月4日よりその効力を生ずる。</u>
--	--

(3) 株式の譲渡制限等 (議案③)

(変更箇所は下線で表示)

現 行 定 款	変 更 案
<u>(新 設)</u>	(株式の譲渡制限)
	<u>第7条 当社の発行する株式を譲渡により取得するには、取締役の承認を受けなければならない。ただし、当社の株主として株主名簿に記載または記録されている者に対して譲渡する場合は、当該承認を受けたものとみなす。</u>
附 則	附 則
第1条 (変更なし)	第1条 (変更なし)
第2条 (変更なし)	第2条 (変更なし)
第3条 (変更なし)	第3条 (変更なし)
第4条 (新 設)	<u>第4条 第7条の新設は、平成27年8月5日よりその効力を生ずる。</u>

3. 今後の日程

平成27年6月23日開催予定の株主総会において株券を発行する定めを廃止する定款の一部変更及び株式の譲渡を制限する定款の一部変更が承認された場合、当社普通株式の取扱証券会社である日本クラウド証券株式会社より、グリーンシート銘柄としての指定を取り消す届出が行われる見込みです。

株主総会からグリーンシート銘柄としての指定の取消し及び定款の一部変更の効力発生に係る日程は次のとおりとなる予定です。

- | | |
|----------------------------|------------------|
| ① 定款変更のための株主総会開催日 | 平成27年6月23日 (火曜日) |
| ② グリーンシート銘柄としての指定取消し届出予定日 | 平成27年6月23日 (火曜日) |
| ③ グリーンシート銘柄としての指定取消し予定日 | 平成27年7月24日 (金曜日) |
| ④ 株券を発行する定めを廃止する定款変更の効力発生日 | 平成27年8月4日 (火曜日) |
| ⑤ 株式の譲渡を制限する定款変更の効力発生日 | 平成27年8月5日 (水曜日) |

以 上